

2 医国第 57917 号
令和 3 年 1 月 12 日

(各関係団体) 御中

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止対策期における対策について

本県では、12月9日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さん、事業者の皆さんに感染拡大防止の対策の徹底について御協力をお願いしてきたところですが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設での集団感染が発生するなど、感染が急激に拡大しています。

また、1月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの4区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

これらのことから、香川県対処方針に基づき、1月9日（土）から29日（金）までを「感染拡大防止対策期」に位置付けることとし、これまでの感染警戒期における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討いただくことなどの対策をお示しするとともに、国の緊急事態宣言の期間である1月8日（金）から2月7日（日）までの間の対応についてもあわせてお示しし、県民の皆さんとの御理解と御協力をお願いしたところです。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さんへのお願い」の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。